

別表3 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

【モデル建物法】

(税別、単位：円)

面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
2,000 未満	180,000	100,000	80,000
2,000～3,000 未満	200,000	120,000	100,000
3,000～4,000 未満	230,000	150,000	120,000
4,000～5,000 未満	260,000	180,000	140,000
5,000～10,000 未満	300,000	220,000	170,000
10,000～20,000 未満	350,000	260,000	200,000
20,000～50,000 未満	400,000	320,000	240,000
50,000～100,000 未満	500,000	390,000	300,000
100,000～200,000 未満	650,000	480,000	380,000
200,000～	900,000	600,000	480,000

【標準入力法 (主要室入力法を含む)】

(税別、単位：円)

面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
2,000 未満	300,000	180,000	160,000
2,000～3,000 未満	350,000	220,000	200,000
3,000～4,000 未満	400,000	260,000	230,000
4,000～5,000 未満	450,000	300,000	260,000
5,000～10,000 未満	520,000	350,000	300,000
10,000～20,000 未満	600,000	400,000	350,000
20,000～50,000 未満	700,000	480,000	400,000
50,000～100,000 未満	850,000	600,000	500,000
100,000～200,000 未満	1,100,000	750,000	650,000
200,000～	1,450,000	950,000	800,000

<別表3 注意事項>

- ※1 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。
- ※2 別表3の面積の算定については、次のとおり適用する。ただし、その適用が著しく不合理であるとERIが認めた場合は別途判断する。
- ①建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
 - ②建築物の部分が省エネ計算における計算対象外の室となる場合は、当該部分の床面積を減じた面積とする。
- ※3 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は、別表3によらず一律30,000円（税別）とする。
- ※4 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。ただし、その適用が著しく不合理であるとERIが認めた場合は別途判断する。
- ①一部にでもA種が含まれるときはA種
 - ②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種
- ※5 複合建築物の場合、非住宅部分により料金を算定する。なお、住宅部分が300㎡（高い開放性を有する部分を除く。）以上であり、所管行政庁の指示等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として10,000円（税別）を加算する。
- ※6 計画変更の料金は計画変更時の面積に応じて別表3から算定される料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合は別表3記載の料金とする。
- ①モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
 - ②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - ③※3が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合
- ※7 軽微変更該当証明の申請は軽微変更該当証明申請時の面積に応じて別表3から算定される料金の10分の5の額とする。ただし、次の場合は別表3記載の料金とする。
- ①直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - ②※3が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合
- ※8 増改築の場合、既存部分を含めた面積をもとに料金を算定する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。

※9 ERIの指定する省エネ計画書作成ツールによる電子データの提出があった場合、別表3記載の金額より2,000円を減額する。

※10 別表3に記載の計算方法以外による場合の料金は別途見積もりとする。

別表4 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る）	08220
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
展示場	08560	
ダンスホール	08590	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100

B種	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	

B種	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630	
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舍	08040
	下宿	08050
要相談	その他	08990